

同志社大学専門職大学院学則

(2026年4月1日改正)

第1章 総 則

第1条 本学専門職大学院は、学問の自由とキリスト教的精神とを尊重して、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第2条 本学専門職大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本学専門職大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 本学は、第1項及び前項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を公表するとともに、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

第3条 本学専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

第2章 研究科の組織及び修業年限

第4条 本学専門職大学院の各研究科に次の専攻を置く。

司法研究科	法務専攻
ビジネス研究科	ビジネス専攻

第5条 司法研究科に関する事項は、法科大学院学則として別にこれを定める。

第6条 本学専門職大学院においては、夜間その他特定の時間において授業等を行うことができる。

第7条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対しては当該研究科の定めるところにより、1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本学専門職大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、当該研究科の定めるところにより、その履修を4年まで認めることができる。

4 第25条の規定により転入学を許可された転入学生の修業年限は、前3項に基づき当該研究科教授会の審議を経て決定する。

第8条 本課程に4年を超えて在学することを認めない。

2 第25条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、前項に基づき当該研究科教授会の審議を経て決定する。

第3章 授業科目、履修方法及び教育方法の特例

第9条 本学専門職大学院の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表IIにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学専門職大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学専門職大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学専門職大学院が定める。

2 本学専門職大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学専門職大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第10条 本学専門職大学院は、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第11条 本学専門職大学院学生は、別に定める他の大学大学院において当該大学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、各研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定することができる。

第12条 第29条により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者及び専門職大学院設置基準第13条第2項に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、前条により認定した単位と合わせて各研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

第13条 本学専門職大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生が入学前に大学大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学専門職大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位は、転入学の場合を除き、第11条、第12条の規定により本学専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて各研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

第14条 本章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法の細目等については、各研究科の定めるところによる。

第14条の2 本学専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 本学専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対し

てその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第4章 課程修了の認定

第15条 修士（専門職）の学位を得ようとする者は、本課程に第7条に定めた年限以上在学し、各研究科が修了要件として定める次の要件を満たさなければならない。

ビジネス研究科 ビジネス専攻 授業科目について46単位以上修得し、ソリューションレポートの審査に合格すること。

第16条 課程修了の認定は、研究科長会の審議を経て、学長が決定する。

2 研究科長会に関する内規は、別に定める。

第5章 学位の授与

第17条 本学専門職大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者には、次の学位を授与する。

ビジネス研究科 ビジネス修士（専門職）

2 前項に規定する学位には、「ビジネス修士（専門職）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

第6章 学年、学期及び休業日

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第19条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第20条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 創立記念日 11月29日

(4) キリスト降誕日 12月25日

(5) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第7章 入学、転入学、休学、留学、退学、除籍及び再入学

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第22条 本課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学専門職大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本学専門職大学院が認めたもの

(3) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第

155条第1項に規定された者

第23条 外国人の入学志願者のうち、その入学資格の判明がたいときには、当該外国公館の証明を必要とする。

第24条 入学志願者には各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号により定める方針に基づき、入学審査を行い、入学者を決定する。

2 前項の審査方法、時期等については、その都度定める。

第25条 他の大学大学院学生又は本学大学院を修了した者で、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り前条に準ずる審査を経たうえで、転入学を許可することができる。

第26条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Iの8に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することができる。

3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

第27条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 本学の複数の研究科・専攻・クラスター（以下「研究科等」という。）の入学許可を得て、一方の研究科等の学費を納入した者が、もう一方の研究科等への入学を希望する場合は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の研究科等の学費に振替を認めることがある。

3 前項の振替の詳細は、別に定める。

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年又は半年とする。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、母国における兵役義務による休学は、この期間に算入しない。

4 休学期間は、第7条に定める修業年限及び第8条に定める在学年限には算入しない。

第29条 学生は、在学中各研究科教授会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第7条に定める修業年限及び第8条に定める在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第30条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その旨願い出なければならない。

第31条 学長は、学力劣等で成業の見込みがないと認める者、また出席常でない者を、当該研究科教授会の審議を経て、論旨退学させることがある。

第32条 学長は、品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該研究科教授会において懲戒の対象となりうると認められたときは、けん責、停学又は退学に処することができる。

2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、該当学期末に除籍する。

(1) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(2) 在学期間が第8条に規定する在学年限を超える者

第34条 退学者及び前条第1項第1号により除籍された者が、再入学を願った場合は、それを許可することができる。

なお、除籍された者が再入学を願ひ出る場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第35条 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

第8章 科目等履修生、聴講生、研修生、委託生、外国人留学生及び外国人研究生

第36条 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認められた者につき、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、他の大学大学院学生で、協定に基づき本学専門職大学院の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることができる。

3 科目等履修生が履修した授業科目について試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価を受け合格したときは、所定の単位を与える。

4 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

第37条 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認められた者につき、聴講生とすることができる。

2 聴講生に関する内規は、別に定める。

第38条 本学専門職大学院の専門職学位を得た者で、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科において、研修生としてこれを許可することがある。

2 研修生に関する内規は、別に定める。

第39条 他の大学大学院学生にして、その大学院の委託により、本学専門職大学院研究科における授業科目中1科目又は数科目の選修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科教授会の審議を経て、修学を許可することがある。

2 委託生が選修科目の試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第40条 外国人留学生、外国人研究生に関する内規は、別にこれを定める。

第9章 学 費

第41条 在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。

2 外国人留学生（特別学生）研修料の納入時期も前項に準ずる。

3 履修料及び聴講料は、所定の期日内に納入しなければならない。

4 委託生修学科、大学院研修生研修料及び外国人研究生研究指導料は、所定の期日までに納入しなければならない。

第42条 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、委託生修学科、研修科及び研究指導科を含む。）、教育充実費、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Iから別表Iの6にこれを定める。

2 協定に基づくダブルディグリープログラムにより、本学から1学期間以上留学する者は、特別在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

3 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

4 第36条第2項に定める、協定に基づき本学専門職大学院の授業科目を履修するため、他の大学院から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については、当該大学との協定に基づき設定する。

5 いったん納入した学費は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願ひ出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

6 退学者又は除籍された者については、別に定める場合を除き、当該学期の学費を徴収する。

7 第32条に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。

第43条 やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費を延納することができる。

2 前項の学費の延納の詳細は、別に定める。

第43条の2 災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。

2 前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第10章 教育研究実施組織及び運営組織

第44条 本学専門職大学院における授業は、一定数の本学教員がこれを担当する。

第45条 各研究科に共通する重要事項は、部長会で審議する。

2 部長会に関する規程は、別に定める。

第46条 各研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項及び学位の授与に関する事項

(2) 教育課程に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 学則、研究科諸規程に関する事項

(5) その他研究科長がつかさどる教育研究に関する事項

3 研究科教授会は、学長から諮問された事項について審議する。

4 研究科教授会は、学生の入学、修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

5 研究科教授会の組織及び運営に関する事項は、各研究科教授会において定める。

第46条の2 各研究科に教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

第47条 専門職大学院の学務は、学長が総括し、各研究科の学務は、当該研究科長がこれを管掌する。その他、専門職大学院の事務を遂行するため、職員を置く。

第47条の2 本学専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第11章 学生の入学定員及び収容定員

第48条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
ビジネス研究科 ビジネス専攻	30名	60名

第12章 研究指導施設及び厚生保健施設

第49条 図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。

第50条 学生の研究のため各研究科に読書研究室を設ける。

第51条 教職員及び学生の保健医療には、学生支援機構保健センターを利用する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 3 第42条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。ただし、グローバルMBAコースについては、2009年度第1年次入学生から授業科目及び履修方法を適用する。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第42条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費は、入学年度にかかわらず、2012年度の学費から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2017年度第1年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第42条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第42条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。
- 3 第42条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用

する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021年4月から施行する。

附 則

- この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 第42条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2024年度第1年次入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 第42条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2024年度入学生に適用する。2023年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 第9条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2025年度第1年次入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 第42条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2025年度入学生に適用する。2024年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

この学則は、2026年4月から施行する。

別表Ⅰ 学 費

入学金、授業料及び教育充実費

ビジネス研究科

(年額)

	入学金	授業料	教育充実費
第1年次	200,000円	1,062,000円	227,000円
第2年次		1,262,000円	227,000円
所定単位修得者		631,000円	113,500円

- 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- 2年を超えて在籍した場合の学費は、第2年次の学費を適用する。
- 専門職学位課程において、2年以上在学し、所定の単位を習得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を適用する。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第7条第3項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)については、適用しない。
- 転入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。
- 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。
- MOTコース生が理工学研究科を修了し、ビジネス研究科MOTコースに転入学した場合は、(5)にかかわらず授業料は1,162,000円、教育充実費は113,500円とし、入学金の全額を免除する。
なお、ビジネス研究科に1年を超えて在籍した場合の学費は、ビジネス研究科の第2年次学費を適用する。
- 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。
 - 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切り上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
 - 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
 - アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
 - ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
 - アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

特別在籍料

ダブルディグリープログラムによる留学期間	特別在籍料
1年	300,000円
1学期	150,000円

休学在籍料

休学期間	休学在籍料
1年	120,000円
半年	60,000円

・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表 I の 2 履修料

ビジネス研究科

履修登録料	50,000円
履修料 (1単位につき)	61,000円

- (1) 研究科において、履修料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
- (2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2分の1とする。
- (3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
- (4) 複数の研究科に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 3 聴講料

ビジネス研究科

聴講登録料	50,000円
聴講料 (1単位につき)	41,000円

- (1) 聴講料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
- (2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2分の1とする。
- (3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
- (4) 複数の研究科に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 4 委託生修学料

ビジネス研究科

(年額)

修学料	581,000円
-----	----------

修学期間が春学期又は秋学期に限る場合は、修学料を2分の1とする。

別表 I の 5 外国人留学生 (特別学生) 入学金及び研修料

ビジネス研究科

入学金	50,000円
研修料	1,220,000円
研修料 (年度内の在学期間が7月以内の場合)	610,000円

- (1) 研修料については、2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。
- (3) 期間延長者(同志社大学外国人留学生内規第4条第2項該当者)については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。
- (4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。
- (5) 特別学生が、年度内に20単位(年度内の在学期間が7月以内の場合は10単位)を超えて学科目登録をする場合は、超過する分1単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表Iの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表Iの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表Iの2に定める履修料相当額を、国際教養教育院科目を登録するときは学則別表Iの2に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。
- (6) 研修料の総額が当該年度の第1年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。
- (7) 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表 I の 6 外国人研究生 研究指導料

ビジネス研究科

(月額)

研究指導料	29,000円
-------	---------

別表 I の 7 大学院研修生

ビジネス研究科

研修料	
1年	半年
343,000円	171,500円

別表 I の 8 入学検定料

区 分		金 額
一般入学試験	第 1 次選考	10,000 円
	第 2 次選考	25,000 円
その他特別試験		35,000 円
外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特 別入学試験	書類選考および 研究科独自試験 を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの 場合	10,000 円
司法研究科一般入学試験		25,000 円